

令和3年神審第8号

裁 決

モーターボートA防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年5月24日13時50分

和歌山県田辺港

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 2.7トン

登 録 長 6.48メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 288キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央にコックピット兼キャビンを配した最大搭載人員12人の、2機のディーゼル機関とそれに連結された1機のウォータージェット推進装置を有するFRP製モーターボートで、コックピット前部右舷側に舵輪、その右側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備され、a受審人が1人で乗り組み、友人4人を同乗させ、シュノーケリングの目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和2年5月24日13時49分半少し前田辺港第1区新文里泊地の磯間第1岸壁を発し、同港南方沖合に向かった。

ところで、新文里泊地には、磯間第1岸壁南端付近から南方向に約200メートル延びた後、東方向に屈曲して約10メートル延びる西防波堤が築造され、屈曲部の北面を除く他面に多数の消波ブロックが設置されていた。

a受審人は、舵輪の後方に立って左手で舵輪を持ち、右手を機関遠隔操縦装置に添えて操船に当たり、13時49分半少し前田辺港新文里西防波堤灯台（以下「新文里西防波堤灯台」という。）から012度（真方位、以下同じ。）220メートルの地点で、針路を西防波堤にほぼ沿う178度に定め、10.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、13時49分半少し過ぎ新文里西防波堤灯台から030度100メートルの地点に達したとき、シュノーケリング用具を入れた網袋（以下「網袋」という。）を積んだかどうか気にかかり、同袋の有無を確かめることとし、左手で舵輪を持ったまま左舷後方を振り向いたところ、体をねじった反動で右舵がとられて右転が始まった。

右舵がとられたとき、a受審人は、西防波堤屈曲部まで100メー

トルとなり、その後緩やかに右回頭しながら同屈曲部に向かって進行する状況であったが、友人に指示しながら網袋を探すことに気をとられ、西防波堤との接近状況を把握するなど、見張りを十分に行わなかったもので、このことに気付かずに続航した。

こうして、a 受審人は、緩やかに右回頭しながら西防波堤屈曲部に向かっていくことに気付かないまま進行中、13時50分僅か前同乗者の危ないという声を聞き、船首方を振り向くと目前に迫った同屈曲部を認め、機関を中立運転として左舵をとったものの、効なく、13時50分新文里西防波堤灯台から077度10メートルの地点において、Aは、船首が250度を向いたとき、ほぼ原速力のまま、その船首部が西防波堤屈曲部の北面東端部に衝突した。

当時、天候は晴れで、風はほとんどなく、潮候は上げ潮の初期であった。

衝突の結果、Aは船首部に圧壊等を生じたが、後に修理され、西防波堤は屈曲部の北面東端部に修理を要しない擦過傷を生じた。また、a 受審人が前額部裂創等を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件防波堤衝突は、田辺港において、西防波堤にほぼ沿って航行する際、見張りが不十分で、緩やかに右回頭しながら同防波堤屈曲部に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、田辺港において、西防波堤にほぼ沿って航行する場合、同防波堤に向かって進行することのないよう、西防波堤との接近状況を把握するなど、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、友人に指示しながら網袋を探すことに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、体をねじった反動で右舵がとられ

て緩やかに右回頭しながら西防波堤屈曲部に向かっていることに気付かないまま進行して同屈曲部の北面東端部への衝突を招き、船体及び西防波堤にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 月 1 3 日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲